

令和6年9月27日、日置市農業委員会会長奥和俊は、令和6年度9月総会を日置市日吉中央公民館2階大会議室に招集した。

〈 会議に付した議案 〉

報告第 3 号	農地等の現況に係る報告審議について	(1 件)
議案第 39 号	農地法第3条許可申請書審議について	(2 件)
議案第 40 号	農地法第4条許可申請書審議について	(1 件)
議案第 41 号	農地法第5条許可申請書審議について	(5 件)
議案第 42 号	荒廃農地に係る非農地判断審議について	(1 件)
議案第 43 号	農用地利用集積計画審議について	(5 件)
議案第 44 号	農用地利用集積等促進計画案に伴う意見聴取審議について	(29 件)

〈 出席委員 〉 (18人)

1 番 奥 和俊 (会長・議長)		3 番 楠 眞憲
4 番 重水 賢治	5 番 山口 義廣	6 番 久保 聖子
7 番 荒木 信之	8 番 鉾之原 正美	9 番 黒葛 クルミ
10 番 上原 孝一	11 番 今屋 政市	12 番 池田 初男
13 番 満尾 修一	14 番 今村 龍太郎	15 番 宮脇 誠
16 番 梅本 昭広	17 番 西園 賢一郎	18 番 横山 義晴
19 番 中玉利 一朗		

〈 欠席委員 〉 (1人)

2 番 地頭所 忠一

〈 出席推進委員 13人 〉

20 番 佐藤 洋三	21 番 松崎 秀樹	23 番 川畑 直樹
	25 番 南田 達宏	26 番 榎園 博文
28 番 樋元 和則	29 番 濱崎 浩一	27 番 池田 直人
32 番 鶴田 浩志	33 番 田中 宏和	30 番 田中 博視
		31 番 有馬 孝一
	34 番 永野 彰一	

〈 欠席推進委員 〉 (2人)

22 番 下池 健悟 24 番 有村 昭郎

〈 事務局等出席者 〉

農業委員会事務局

事務局長	成田 郷	次長兼農業振興係長	小園 和仁
農地調整係長	福留 明博	農業振興係	迫田 多恵子
農地調整係	石塚 健一		

(開会 9時00分)

- 会長 ただいまから、令和6年度9月定例総会を開会します。
 本日の出席委員は19名中18名で、農業委員会等に関する法律第27条第3項に規定する過半数を満たしておりますので、総会は成立しております。
 なお、(地頭所忠一委員)から欠席届が提出されています。
 また、農地利用最適化推進委員が13名出席しております。
 なお、(下池健悟委員、有村昭郎委員)から欠席届が提出されています。
 それでは、総会議事日程に従いまして、進行させていただきます。
- 会長 日程第1、議事録署名委員の指名を行います。日置市農業委員会総会会議規則第13条の規定により、議事録署名委員として、14番「今村龍太郎」委員と15番「宮脇誠」委員を指名させていただきます。
- 会長 次に、日程第2、報告第3号「農地等の現況に係る報告審議」を議題とします。
 事務局の説明を求めます。
- 事務局 資料の2頁をご覧ください。1件です。
 番号1の農業委員会の取り扱いは非農地です。
 なお、処理期限の関係上、鹿児島地方法務局へは報告済です。
 説明を終わります。ご審議よろしくをお願いします。
- 会長 現地調査員の報告をお願いします。
- 17番 報告第3号の番号1について報告いたします。
 令和6年9月12日、私と副の今屋委員は事務局職員と現地調査を行いました。
 当該農地の現況は非農地相当です。
 現況地目は、宅地です。
 以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。
- 会長 はい、ありがとうございます。何かご質疑等ございませんか。
- 議場 [質問・意見等なし]
- 会長 質疑ございませんので、報告第2号「農地等の現況に係る報告審議」を終わります。
- 会長 次に、日程第3、議案第39号「農地法第3条許可申請書審議」を議題とします。
 事務局の説明を求めます。
- 事務局 それでは説明いたします。5頁の2件です。
 番号1の権利種別は所有権移転、権利取得後の経営面積は2,077㎡、作物は野菜です。
 番号2の権利種別は所有権移転、権利取得後の経営面積は892㎡、作物は野菜です。
 以上、計2件、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可要件を満たしていると考えます。
 説明を終わります。ご審議よろしくをお願いします。
- 会長 現地調査員の報告をお願いします。
- 9番 議案第39号の番号1について報告いたします。
 令和6年9月26日、私と副の濱崎委員は、申請人の立会いのもと、現地調査を行いました。
 農地の現況は、耕作中及び一部草刈り等で耕作できる農地です。
 農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。
 権利を取得する人の種別は、自然人です。
 農作業に常時従事すると認められるか否かについては、常時従事すると認められます。
 周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。
 総論としまして、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。
 以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。
- 12番 議案第39号の番号2について報告いたします。

令和6年9月20日、私と副の松崎委員は、申請人の立会いのもと、現地調査を行いました。

農地の現況は、耕作中の農地です。

農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。

権利を取得する人の種別は、自然人です。

農作業に常時従事すると認められるか否かについては、常時従事すると認められます。

周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。

総論としまして、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

会長 はい、ありがとうございました。 議案第39号のすべての案件について、許可相当との報告をいただきました。

何かご質疑等は、ございませんか。

議場 [質問・意見等なし]

会長 質疑等ございませんので、議案第39号のすべての案件について、許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議場 [賛成多数]

会長 賛成多数です。議案第39号のすべての案件について、許可することに決定しました。

会長 次に、日程第4、議案第40号「農地法第4条許可申請書審議」を議題とします。
事務局の説明を求めます。

事務局 資料の9頁をご覧ください。1件です。

番号1の転用目的は、貸資材置場、貸車両置場です。

以上1件、農地法第4条第6項各号に該当しないので、許可要件を満たしていると考えます。

説明を終わります。ご審議よろしくをお願いします。

会長 現地調査員の報告をお願いします。

18番 議案第40号の番号1について報告いたします。

令和6年9月20日、私と副の有村委員は、申請代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。

農地の現況は草刈り等で耕作できる農地です。

農地の区分については、中山間地域に存在する農業公共投資の対象となっていない、約3.5haと小集団の生産性の低い農地であるので、第2種農地「その他の農地」と判断しました。

資力、信用、他権利者の同意、行政庁との協議等については、有りです。

許可後、遅滞なく転用事業を行う見込みについては、有りです。

転用事業面積の妥当性は、妥当です。

災害や農地、農業用排水施設への被害の発生のおそれはありません。

総論としまして、農地法第4条第6項各号に該当しないので、許可相当と判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

会長 はい、ありがとうございました。

議案第40号の番号1について、許可相当との報告をいただきました。

何かご質疑等は、ございませんか。

議場 [質問・意見等なし]

会長 質疑等ございませんので、議案第40号の案件について、許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議場 [賛成多数]

会長 賛成多数です。議案第40号の案件について、許可することに決定しました。

会長 次に、日程第5、議案第41号の「農地法第5条許可申請書審議」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

事務局

資料の12頁をご覧ください。5件です。

番号1の転用目的は、貸駐車場、権利種別は所有権移転です。

番号2の転用目的は、一般住宅、権利種別は所有権移転です。

番号3の転用目的は、駐車場、権利種別は賃借権設定です。期間は2年です。

なお、既に、転用済みであるため、始末書を添付しての申請です。

番号4の転用目的は、建売住宅、権利種別は所有権移転です。

番号5の転用目的は、資材置場、駐車場、権利種別は所有権移転です。

以上、5件、農地法第5条第2項各号に該当しないので、許可要件を満たしていると考えます。

説明を終わります。ご審議よろしくをお願いします。

会長

現地調査員の報告をお願いします。

3番

議案第41号の番号1について報告いたします。

令和6年9月20日、私と副の有馬委員は、申請代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。

農地の現況は草刈り等で耕作できる農地です。

農地の区分については、日置市役所吹上支所から約300m以内に位置する農地であるので、第3種農地の300m以内農地と判断しました。

資力・信用、他権利者の同意、行政庁との協議等については、有です。

許可後、遅滞なく転用事業を行う見込みについては、有です。

転用事業面積の妥当性は、妥当です。

災害や農地・農業用排水施設への被害の発生のおそれはありません。

総論としまして、農地法第5条第2項各号に該当しないので、許可相当と判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

6番

議案第41号の番号2について報告いたします。

令和6年9月26日、私と副の楠委員は、申請代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。

農地の現況は耕作中の農地です。

農地の区分については、中山間地域に存在する農業公共投資の対象となっていない、約0.1haと小集団の生産性の低い農地であるので、第2種農地「その他の農地」と判断しました。

資力・信用、他権利者の同意、行政庁との協議等については、有です。

許可後、遅滞なく転用事業を行う見込みについては、有です。

転用事業面積の妥当性は、妥当です。

災害や農地・農業用排水施設への被害の発生のおそれはありません。

総論としまして、農地法第5条第2項各号に該当しないので、許可相当と判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

7番

議案第41号の番号3について、報告いたします。

令和6年9月20日、私と副の梅本委員は、申請代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。

当該農地の現況は非農地相当です。

農地の区分については、10ヘクタール以上の農地の広がりのある第1種農地ですが、仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供するために行うものであって、その利用目的達成上その農地を供することが必要であると認められるので、第1種農地の一時転用と判断しました。

資力・信用、他権利者の同意、行政庁との協議等については、有です。

許可後、遅滞なく転用事業を行う見込みについては、有です。

転用事業面積の妥当性は、妥当です。

災害や農地・農業用排水施設への被害の発生のおそれはありません。

総論としまして、農地法第5条第2項各号に該当しないので、許可相当と判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

- 7番 議案第41号の番号4について報告いたします。
令和6年9月21日、私と副の梅本委員は、申請代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。
当該農地の現況は耕作中の農地です。
農地の区分については、中山間地域に存在する農業公共投資の対象となっていない、約0.7haと小集団の生産性の低い農地であるので、第2種農地「その他の農地」と判断しました。
資力・信用、他権利者の同意、行政庁との協議等については、有です。
許可後、遅滞なく転用事業を行う見込みについては、有です。
転用事業面積の妥当性は、妥当です。
災害や農地・農業用排水施設への被害の発生のおそれはありません。
総論としまして、農地法第5条第2項各号に該当しないので、許可相当と判断しました。
以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。
- 13番 議案第41号の番号5について報告いたします。
令和6年9月25日、私と副の濱崎委員は、申請代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。
当該農地の現況は耕作中の農地です。
農地の区分については、中山間地域に存在する農業公共投資の対象となっていない、約8.8haと小集団の生産性の低い農地であるので、第2種農地「その他の農地」と判断しました。
資力・信用、他権利者の同意、行政庁との協議等については、有です。
許可後、遅滞なく転用事業を行う見込みについては、有です。
転用事業面積の妥当性は、妥当です。
災害や農地・農業用排水施設への被害の発生のおそれはありません。
総論としまして、農地法第5条第2項各号に該当しないので、許可相当と判断しました。
以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。
- 会長 はい、ありがとうございました。
議案第41号のすべての案件について、許可相当との報告をいただきました。
何かご質疑等は、ございませんか。
- 議場 [質問・意見等なし]
- 会長 質疑等ございませんので、議案第41号のすべての案件について、許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。
- 議場 [賛成多数]
- 会長 賛成多数です。議案第41号のすべての案件について、許可することに決定しました。
- 会長 次に、日程第6、議案第42号「荒廃農地に係る非農地判断審議」を議題といたします。
事務局の説明を求めます。
- 事務局 資料の19頁をご覧ください。議案第42号「荒廃農地に係る非農地判断審議」についてであります。
申請分となります。
番号1 伊集院町大田 登記地目は畑、登記面積は1,639㎡です。
現地については、事務局で調査し、現況地目は、「山林」と判断しました。
以上、田は無し、畑1筆、面積1,639㎡、合計面積1,639㎡です。
農地法第2条第1項の農地に該当しないものとして判断することについて、ご審議よろしく願いします。
- 会長 はい、ありがとうございました。ただいまの説明について、何かご質疑等は、ございませんか。
- 議場 [質問・意見等なし]
- 会長 質疑等ございませんので、議案第42号の案件について、非農地として判断することに賛成の方は、挙手をお願いします。
- 議場 [賛成多数]

- 会長 賛成多数ですので、議案第42号の案件について、非農地として判断することに決定しました。
- 会長 次に、日程第7、議案第43号「農用地利用集積計画審議」を議題とします。
それでは、議事参与制限の案件を先に審議します。
池田直人委員が関係する案件を審議しますので、退席をお願いします。
- 27番 [退 席]
- 会長 事務局の説明を求めます。
- 事務局 23項の利用権設定分の番号2です。貸借です。
この案件につきましては、借人が池田委員と2親等以内の親族であるため、議事への参与を制限いたします。
面積について、畑が 1,293㎡、計 1,293㎡、うち再設定面積は無し、
利用権設定件数は1件、うち再設定件数は無しです。
本案の農用地利用集積計画は、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項の規定に基づき作成され、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号に定める要件に合致していると考えます。
説明を終わります。ご審議よろしくお願いします。
- 会長 何かご質疑等は、ありませんか。
- 議場 [質問・意見等なし]
- 会長 質疑等ありませんので、議案第43号の池田直人委員が関係する利用権設定の番号2の案件について、計画案どおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。
- 議場 [賛成多数]
- 会長 賛成多数です。議案第43号の池田直人委員が関係する利用権設定の番号2の案件について、計画案どおり決定しましたので、市長へその旨、答申します。
池田委員に着席の連絡をしてください。
- 27番 [着 席]
- 会長 次に、横山義晴委員が関係する案件を審議しますので、退席をお願いします。
- 18番 [退 席]
- 会長 事務局の説明を求めます。
- 事務局 23項の利用権設定分の番号3です。貸借です。
この案件につきましては、横山委員が法人の役員を務める関係上、議事への参与を制限いたします。
面積について、田が 655㎡、計 655㎡、うち再設定面積は 655㎡、
利用権設定件数は1件、うち再設定件数は1件です。
本案の農用地利用集積計画は、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項の規定に基づき作成され、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号に定める要件に合致していると考えます。
説明を終わります。ご審議よろしくお願いします。
- 会長 何かご質疑等は、ありませんか。
- 議場 [質問・意見等なし]
- 会長 質疑等ありませんので、議案第43号の横山義晴委員が関係する利用権設定の番号3の案件について、計画案どおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。
- 議場 [賛成多数]
- 会長 賛成多数です。議案第43号の横山義晴委員が関係する利用権設定の番号3の案件について、計画案どおり決定しましたので、市長へその旨、答申します。
横山委員に着席の連絡をしてください。
- 18番 [着 席]

会長 次に、議案第43号の議事参与制限以外の案件を審議します。

会長 事務局の説明を求めます。

事務局 まず、所有権移転分です。22頁の1件です。売買です。
面積は、畑が1,109㎡、計1,109㎡、作物はお茶です。
次に、利用権設定分です。資料の23頁の番号1と番号4です。貸借です。
面積について、田は1,549㎡、畑は587㎡、計2,136㎡、うち再設定面積は2,136㎡、
利用権設定件数は2件、うち再設定件数は2件です。
本案の農用地利用集積計画は、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項の規定に基づき作成され、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号に定める要件に合致していると考えます。
説明を終わります。ご審議よろしく申し上げます。

会長 何かご質疑等は、ございませんか。

議場 [質問・意見等なし]

会長 質疑等ございませんので、議案第43号の議事参与制限以外の案件について、計画案どおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議場 [賛成多数]

会長 賛成多数です。議案第43号の議事参与制限以外の案件は、計画案どおりに決定しましたので、市長へ、その旨、答申します。

会長 次に、日程第8、議案第44号「農用地利用集積等促進計画案に伴う意見聴取審議」を議題とします。
それでは、議事参与制限の案件を先に審議します。今村龍太郎委員が関係する案件を審議しますので、退席をお願いします。

14番 [退席]

会長 事務局の説明を求めます。

事務局 25頁の番号1、番号2です。貸借です。
面積について、畑が1,873㎡、計1,873㎡、利用権設定数は2筆です。
本案の農用地利用集積等促進計画は、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項第2号及び第3号に定める要件に合致していると考えます。
説明を終わります。ご審議よろしく申し上げます。

会長 何かご質問等は、ありませんか。

議場 [質問・意見等なし]

会長 質疑等ありませんので、議案第44号の今村委員が関係する番号1、番号2の案件について、計画案どおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議場 [賛成多数]

会長 賛成多数です。議案第44号の今村委員が関係する番号1、番号2の案件は、計画案どおり決定しましたので、市長へ、その旨、答申します。
今村委員に着席の連絡をしてください。

14番 [着席]

会長 次に、横山義晴委員が関係する案件を審議しますので、退席をお願いします。

18番 [退席]

会長 事務局の説明を求めます。

事務局 26頁の番号16、番号17です。貸借です。
この案件につきましては、横山委員が法人の役員を務める関係上、議事への参与を制限いたします。
面積について、田が1,240㎡、計1,240㎡、利用権設定数は2筆です。
本案の農用地利用集積等促進計画は、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項第2号及

び第3号に定める要件に合致していると考えます。

説明を終わります。ご審議よろしく申し上げます。

会長 何かご質問等は、ありませんか。

議場 [質問・意見等なし]

会長 質疑等ありませんので、議案第44号の横山委員が関係する番号16、番号17の案件について、計画案どおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議場 [賛成多数]

会長 賛成多数です。議案第44号の横山委員が関係する番号16、番号17の案件は、計画案どおり決定しましたので、市長へ、その旨、答申します。

今村委員に着席の連絡をしてください。

18番 [着 席]

会長 次に、西園賢一郎委員が関係する案件を審議しますので、退席をお願いします。

17番 [退 席]

会長 事務局の説明を求めます。

事務局 27頁の番号27です。貸借です。

面積について、畑が 632㎡、計 632㎡、利用権設定数は1筆です。

本案の農用地利用集積等促進計画は、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項第2号及び第3号に定める要件に合致していると考えます。

説明を終わります。ご審議よろしく申し上げます。

会長 何かご質問等は、ありませんか。

議場 [質問・意見等なし]

会長 質疑等ありませんので、議案第44号の西園委員が関係する番号27の案件について、計画案どおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議場 [賛成多数]

会長 賛成多数です。議案第44号の西園委員が関係する番号27の案件は、計画案どおり決定しましたので、市長へ、その旨、答申します。

西園委員に着席の連絡をしてください。

17番 [着 席]

会長 次に、議案第44号の議事参与制限以外の案件を審議します。

会長 事務局の説明を求めます。

事務局 資料の25項から27項です。貸借です。

面積について、田が 5,064㎡、畑が12,932㎡、計17,996㎡、利用権設定数は24筆です。

本案の農用地利用集積等促進計画は、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項第2号及び第3号に定める要件に合致していると考えます。

説明を終わります。ご審議よろしく申し上げます。

会長 何かご質問等は、ありませんか。

議場 [質問・意見等なし]

会長 質疑等ありませんので、議案第44号の議事参与制限以外の案件について、計画案どおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議場 [賛成多数]

会長 賛成多数です。議案第44号の議事参与制限以外の案件は、計画案どおりに決定しましたので、市長へ、その旨、答申します。

会長 以上で、本日の審議は終了しました。

令和6年度9月総会を閉会します。

(閉会10時15分)

この議事録が真正なものと認め、ここに署名する。

会 長 奥 和 俊

14番 今村 龍太郎

15番 宮 脇 誠

